おくやみ
ハンドブック

～ご遺族の方への手続きのご案内～

椎 葉 村

（令和６年10月作成）

ご遺族の方へ

このたびのご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。

身近な人が亡くなられた際には、多くの手続きが必要となり、中には複雑なものも含まれ、ご遺族の方々にとって大変なご負担であろうと存じます。

手続きの参考に、この「おくやみハンドブック」をご活用ください。

椎葉村

目 次

1. 手続きにあたりお持ちいただくもの ……Ｐ３
2. 役場での手続き一覧 ……Ｐ４
3. 各種手続きの概要 ……Ｐ６
4. 役場以外での主な手続き ……Ｐ１７
5. 共済組合などの連絡先一覧 ……Ｐ２１
6. 相続登記・相続税等 ……Ｐ２２
7. 相続税についてのお知らせ ……Ｐ２３

１．手続きにあたりお持ちいただくもの

お越しの際には、下記のうち、該当するものをお持ちください。
なお、手続きごとに必要なものにつきましては、４ページ以降をご覧ください。

ご遺族のもの

□ **認印（相続人代表・喪主）** ※スタンプ印以外
□ **お越しいただく方の本人確認書類**
・写真付きのもの
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート など
・写真付きのものがない場合は下から２点
被保険者証（健康保険・介護保険）、年金手帳 など
□ **預貯金通帳（相続人代表・喪主）**
□ **新たに変更する引落口座の預貯金通帳と通帳届出印**
※亡くなられた方名義の預貯金通帳から各種税を口座引き落としされている場合
※このハンドブックもお持ちください。
※年金手続きなどで、死亡診断書の写しが必要な場合があります。

故人のもの

以下の書類などは、見つからない場合でも手続きできます。
□ **年金証書または年金手帳** （振込通知書など基礎年金番号のわかるものでも可）
□ **印鑑登録証**
□ **マイナンバーカード、住民基本台帳カード**※
□ **国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証**
※世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は、
国民健康保険加入者全員の被保険者証
※加入者が亡くなられた場合、葬祭費が請求できます。
□ **介護保険被保険者証**
□ **身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳**
□ **その他、役場から交付された証書類**

2．役場での手続き一覧

各種手続きについて、一般的な場合を想定して掲載してありますので、全ての方が該当するものではありません。手続きによっては「委任状」が必要となる場合もあります。お問い合わせ先へご確認ください。

手続きチェックリスト

区　分	該当あり	手続き済	確　認　項　目	手続き内容	掲載ページ
住民登録関係			世帯主であった	世帯主変更	6
			印鑑登録証を所持していた	登録証の返納	6
			住基カード・マイナンバーカードを所持していた	返納手続き（希望の方のみ）	6
年金			年金を受給していた 国民年金に加入していた	未支給請求 遺族基礎年金請求　など	7
税金			税金を納税していた	相続人代表者の指定 振替口座の廃止・加入 など	8
			原動機付自転車、小型特殊自動車を所有していた	名義変更・廃車　など	8
			固定資産税を納税していた	共有代表者の変更 未登記家屋の名義変更 など	8、9
教育			奨学資金の返済をしていた	免除申請の手続き	9
水道			水道を使用していた	名義変更、閉栓	１０
住宅			村営住宅に入居していた	退居手続き	１０
			かて～りネットサービスを利用していた	変更手続き	１０

手続きチェックリスト

区　分	該当あり	手続き済	確　認　項　目	手続き内容	掲載ページ
交通災害共済			交通災害共済・不慮の災害共済に該当する方	共済金請求 奨学援護金請求	１１
農地・山林			農地の権利を所有していた	農地を相続した旨の届出	１１
			山林を所有していた	山林を相続した旨の届出	１１
犬			犬を飼っていた	飼い主の変更	１２
健康保険			国民健康保険に加入していた	資格喪失届 葬祭費支給申請　など	１２
			後期高齢者医療に加入していた	葬祭費支給申請　など	１２
介護			６５歳以上の方 介護認定を受けていた	被保険者証等の返還　など	１３
障がい福祉			障がい者手帳等を所持していた	手帳などの返還 未支払手当請求	１３
			特別児童扶養手当を受給していた	資格喪失届 未支払手当請求　など	１４
高齢者福祉			配食サービスを利用していた・緊急通報システムを利用していた	サービス支給の停止手続き	１４
児童福祉			児童手当を受給していた	児童手当未支払い請求の手続き	１５
			児童扶養手当を受給していた	児童扶養手当の手続き	１５
			ひとり親家庭等医療費助成を受けていた	ひとり親家庭等医療費助成の返還手続き受給者証の返還	１６
			子ども医療費受給者だった	受給者証の返還	１６

3．各種手続きの概要

□　世帯主変更		問い合わせ先 税務住民課　住民グループ ☎　０９８２－６７－３２０５
対象者	主な手続き	必要なもの
世帯主が 亡くなられた方	○世帯主変更	□ 手続きする方の本人確認書類 ※代理の方が手続きする場合は、委任状が必要です。

□　印鑑登録証		問い合わせ先 税務住民課　住民グループ ☎　０９８２－６７－３２０５
対象者	主な手続き	必要なもの
印鑑登録を していた方	○登録証の返納	□ 印鑑登録証

□　住基カード・ マイナンバーカード		問い合わせ先 税務住民課　住民グループ ☎　０９８２－６７－３２０５
対象者	主な手続き	必要なもの
住民基本台帳カード・マイナンバーカード・通知カードをお持ちの方	○返納手続き **※希望の方のみ**	□ 住民基本台帳カード、 マイナンバーカード、通知カード

※マイナンバーカードや通知カードの返納について

相続などの手続きにおいてマイナンバーの提示を求められることがありますので、諸手続きが済むまでマイナンバーカードや通知カードは保管しておいてください。

返納された場合、その方のマイナンバーを確認することが出来なくなります。

マイナンバーカードや通知カードは必ずしも役場の窓口に返納していただく必要はありません。諸手続きが終わりましたら、ご遺族の方で処分いただいて結構です。

□ 国民年金		問い合わせ先 税務住民課　住民グループ ☎　０９８２－６７－３２０５
対象者	主な手続き	必要なもの
国民年金を 受給していた方 （年金は亡くなられた月分まで支払われます。 まだ受け取りになられていない年金については、その方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。）	○死亡の届出 ○未支給年金請求	□ 故人の年金証書 □ 故人と請求者の続柄が確認できる書類（戸籍謄本など） □ 死亡事実がわかるもの（住民票除票、死亡記載のある戸籍、死亡診断書コピーなど） □ 請求者の預貯金通帳 □ 故人と請求者との生計同一関係がわかるもの □ 請求者のマイナンバーカード ※戸籍謄本や住民票は、亡くなられた日より後に交付されたもの ※未支給年金を受け取れる遺族の順位 （1）配偶者　（2）子　（3）父母　（4）孫 （5）祖父母　（6）兄弟姉妹 （7）その他３親等内の親族
国民年金を 納めていた方	○遺族年金 ○寡婦年金 ○死亡一時金	□ 同上 亡くなられた方の年金の納付状況・優先順位などの条件を満たしている場合、給付を受け取ることができます。

※戸籍謄本等の交付について

死亡記載のある戸籍は、死亡届の受理から１週間ほどで交付できるようになります。

本籍地以外で死亡届を出された場合は、さらに数日かかります。

戸籍謄本等が必要な場合は、日数をおいたうえで、本籍地の市区町村（戸籍担当）へご確認ください。

□　村・県民税、軽自動車税、固定資産税、国保税共通		問い合わせ先 税務住民課　税務グループ ☎　０９８２－６７－３２０５
対象者	主な手続き	必要なもの
村・県民税、軽自動車税、国保税が課税されていた方・固定資産をお持ちだった方	○相続人代表者の指定 ○現所有者の申告	□ 遺言書、相続放棄など関係書類（ある場合） □ マイナンバーが分かるもの（椎葉村に住民登録のない固定資産の現所有者の方） ※この届出は村税などの納税に関するものであり、相続を確定するものではありません。 ※法定相続人（氏名、生年月日、住所、連絡先）をお伺いします。法定相続人の詳細は２２ページをご覧ください。 ※納税通知書の送付先を別に希望する方はご相談ください。
	○振替口座の廃止・加入 ※口座引落しで納税されていた方	□ 故人の納税通知書または領収書 □ 新たに申し込みされる方の預貯金通帳、通帳届出印

□　軽自動車税		問い合わせ先 税務住民課　税務グループ ☎　０９８２－６７－３２０５
対象者	主な手続き	必要なもの
農耕作業用の小型特殊自動車、排気量 125cc 以下の原動機付自転車などを所有していた方 （椎葉村ナンバーのみ）	○名義変更 ○廃車	□ ナンバープレート（廃車の場合） ※毎年４月１日現在の所有者（使用者）に課税されますので、早めの手続きをお願いします。
※軽自動車の名義変更、廃車については、取扱販売店、又は軽自動車検査協会宮崎事務所（☎ 050-3816-1760 宮崎市大字本郷北方 2729-4）へお問い合わせください。		

□　固定資産税		問い合わせ先 税務住民課　税務グループ ☎　０９８２－６７－３２０５
対象者	主な手続き	必要なもの
共有代表者の方	○共有代表者の変更	※事前にお問い合わせください。 □ 新たに代表になる方の本人確認書類 □ 新たに代表になる方の印鑑
未登記家屋をお持ちの方	○未登記家屋の名義変更	□ 新所有者及び届出者の印鑑（認印） □ 公正証書遺言 ※公正証書遺言がない場合は次の書類をお持ちください。（コピー可） □ 遺産分割協議書（実印必要） □ 相続関係説明図、または被相続人及び各相続人の戸籍謄本 □ 各相続人の印鑑登録証明書 □ 新所有者の住民票（椎葉村に住民登録のない方）

□　奨学資金		問い合わせ先 教育課　学校教育グループ ☎　０９８２－６７－２８５０
対象者	主な手続き	必要なもの
奨学生又は奨学生であった方	○返還免除申請	□ 亡くなられたことが確認できる書類（死亡診断書の写しなど）

□　育英資金		問い合わせ先 農林振興課　林業振興グループ ☎　０９８２－６７－３２０６
対象者	主な手続き	必要なもの
奨学生又は奨学生であった方	○返還免除申請	□ 亡くなられたことが確認できる書類（死亡診断書の写しなど）

□　水道		問い合わせ先 建設課　施設管理グループ ☎　０９８２－６７－３２０７
対象者	主な手続き	必要なもの
水道を使用していた方	○水道設備（閉栓）申請書	必要なものは特にありません。

□　住宅		問い合わせ先 建設課　施設管理グループ ☎　０９８２－６７－３２０７
対象者	主な手続き	必要なもの
契約者が亡くなり引き続き村営住宅に入居される同居親族	○入居承継承認 ○敷金継承届	□ 故人の住民票の除票 ※承継の可否など、詳しくは事前にお問い合わせください。
契約者が亡くなり村営住宅を退去される方	○退去届 ○敷金還付請求	※事前にお問い合わせください。
村営住宅に入居の同居親族が亡くなられた方	○同居者異動手続き	□ 故人の住民票の除票

□　かて～りネットサービス		問い合わせ先 地域振興課　情報グループ ☎　０９８２－６７－３２０３
対象者	主な手続き	必要なもの
加入者が亡くなり引き続き利用される方	○加入申込書 ○解除申請書	□ 引き続き利用される方の利用料引落口座情報 □ 上記口座の金融機関届出印鑑
加入者が亡くなり利用をしない方	○解除申請書	□ 相続人の印鑑（認印）

□　交通災害共済		問い合わせ先 総務課　防災グループ ☎　０９８２－６７－３２０１
対象者	主な手続き	必要なもの
交通災害共済・不慮の災害共済に該当する方	○加入者が亡くなられたとき（共済金請求）	□ 交通事故証明書（交通災害のみ） □ 死亡診断書または死体検案書の写し □ 加入者証の写し □ 故人の戸籍謄本および住民票（コピー可） □ 請求者の預貯金通帳またはキャッシュカード
	○子どものいる加入者が亡くなられたとき（奨学援護金請求）	□ 加入者証の写し □ 請求者の預貯金通帳

□　農地		問い合わせ先 農業委員会 （農林振興課　農業振興グループ内） ☎　０９８２－６７－３２０６
対象者	主な手続き	必要なもの
農地を相続された方	○相続の届出	□ 登記完了証

□　山林		問い合わせ先 農林振興課　林業振興グループ ☎　０９８２－６７－３２０６
対象者	主な手続き	必要なもの
山林を相続された方	○相続の届出	□ 森林の土地の所有者届出書 □ 当該土地の位置を示す地図 □ 当該土地の登記事項証明書、その他の届出の原因を証明する書類

□　犬		問い合わせ先 税務住民課　住民グループ ☎　０９８２－６７－３２０５
対象者	主な手続き	必要なもの
犬を飼養していた方	○飼い主の変更	必要なものは特にありません。

□　国民健康保険		問い合わせ先 福祉保健課　保健グループ ☎　０９８２－６８－７５１０
対象者	主な手続き	必要なもの
国民健康保険に加入していた方	○資格喪失の届出 ○世帯主変更の届出 ○葬祭費支給申請	□ 故人の被保険者証、高齢受給者証、限度額認定証など □ 喪主の預貯金通帳 故人が世帯主の場合 □ 世帯全員分の被保険者証、高齢受給者証、限度額認定証など
世帯に国民健康保険加入者がいる世帯主の方	世帯主変更の届出	□ 世帯全員分の被保険者証、高齢受給者証、限度額認定証など
※社会保険などに加入していた方は、お勤め先にお問い合わせください。		

□　後期高齢者医療		問い合わせ先 福祉保健課　保健グループ ☎　０９８２－６８－７５１０
対象者	主な手続き	必要なもの
後期高齢者医療保険に加入していた方	○葬祭費支給申請（喪主）	□ 故人の被保険者証、限度額認定証など □ 喪主及び相続代表人の預貯金通帳

□　介護保険		問い合わせ先 福祉保健課　介護グループ ☎　０９８２－６８－７５１３
対象者	主な手続き	必要なもの
６５歳以上の方 または介護認定を 受けていた方	○資格喪失に伴う 各証等返還 ○保険料	□ 被保険者証、負担割合証、限度額 認定証等 □ 相続代表人の預貯金通帳

□　障がい者手帳など		問い合わせ先 福祉保健課　福祉グループ ☎　０９８２－６８－７５１２
対象者	主な手続き	必要なもの
身体障害者手帳、 療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳、 自立支援医療受給者証（精神通院医療） をお持ちの方	○返還手続き	□ 手帳（受給者証）
特別障害者手当、 障害児福祉手当、 経過的福祉手当を 受給していた方	○死亡の届出 ○未支払手当請求	□ 亡くなられたことが確認できる書類 （死亡診断書の写しなど） □ 配偶者または扶養義務者の預貯金通帳

□　特別児童扶養手当		問い合わせ先 福祉保健課　福祉グループ ☎　０９８２－６８－７５１２
対象者	主な手続き	必要なもの
特別児童扶養手当を受給していた方	○受給者死亡の届出 ○資格喪失の届出 ○認定申請	□ 亡くなられたことが確認できる書類（死亡診断書の写しなど） □ 特別児童扶養手当証書 □ 振込先口座申出書（金融機関の証明印が必要です） □ 新たに受給する方の世帯全員分の戸籍謄本 □ 住民票
特別児童扶養手当の対象児童の方	○資格喪失の届出 ○未支払手当請求	□ 亡くなられたことが確認できる書類（死亡診断書の写しなど） □ 特別児童扶養手当証書

□　配食サービス、 緊急通報システム		問い合わせ先 福祉保健課　福祉グループ ☎　０９８２－６８－７５１２
対象者	主な手続き	必要なもの
配食サービスを受けていた方	○廃止決定通知の交付	必要なものは特にありません。
緊急通報システムの貸与があった方	○廃止の申し出 ○緊急通報装置の返却	書類の提出はありません。 ※装置を取り外す日時を確認させていただきます。

□　児童手当		問い合わせ先 福祉保健課　福祉グループ ☎　０９８２－６８－７５１２
対象者	主な手続き	必要なもの
手当支給対象の 児童だった方	○受給事由の消滅 ○額改定（減額）	必要なものは特にありません。
手当を受給して いた方	○未払手当請求 ○認定請求	□ 児童の預貯金通帳 □ 新受給者の預貯金通帳、健康保険証

□　児童扶養手当		問い合わせ先 福祉保健課　福祉グループ ☎　０９８２－６８－７５１２
対象者	主な手続き	必要なもの
手当支給対象 児童の方	○額改定（減額） ○資格喪失の届出	□ 亡くなられたことが確認できる書類 □ 児童扶養手当証書
手当を受給して いた方	○死亡の届出 ○未払手当請求	□ 亡くなられたことが確認できる書類 □ 児童扶養手当証書 □ 児童の預貯金通帳
	○認定請求	事前にお問い合わせください。
手当の受給資格 のある方で、 同居親族・配偶者 が亡くなられた方	○支給停止関係 消滅 ○事由の変更	□ 亡くなられたことが確認できる書類 （配偶者が亡くなられた時） □ 児童扶養手当証書
新たにひとり親に なった方	○認定請求	事前にお問い合わせください。

□ ひとり親家庭等医療費助成、 子ども医療費受給者		問い合わせ先 福祉保健課　福祉グループ ☎　０９８２－６８－７５１２
対象者	主な手続き	必要なもの
ひとり親家庭等医療費助成の対象の方	○資格喪失の届出	□ 受給者証
子ども医療費受給者の方	○資格喪失の届出	□ 受給者証

４．役場以外での主な手続き

役場以外の手続きについては、ハンドブックに掲載されているものがすべてではありません。

必要な手続きは亡くなられた方によって異なりますので、ご確認のうえ手続きください。

手続きに必要な証明書などについて
○手続きに必要な書類の中には、役場で発行できるもの（戸籍・住民票・税に関する証明書など）があるため、各契約会社などにお問い合わせいただいてから来庁されますと、手続きが進みやすくなります。証明書の交付には、所定の手数料がかかります。 **戸籍謄（抄）本　450 円、除籍・改製原戸籍謄本　750 円、住民票　300 円、印鑑登録証明書　300 円** ※証明書などは、申出により原本が返却される場合がありますので、問い合わせ先にご確認ください。

チェック欄	項　目	主な手続き	必要なもの・問い合わせ先など
	火葬補助金	火葬補助金の請求	必要なもの ☐ 火葬場使用料領収書 ※日向地区斎場東郷霊苑を利用した場合は、尾向区・大河内区・不土野区・尾八重区・鹿野遊区及び仲塔区の方が該当となります。その他の火葬場でも該当となることがあります。 問合せ　椎葉村社会福祉協議会 ☎ 0982-67-2275
	生命保険	死亡保険金の請求 入院給付金の請求 など	必要なもの ☐ 保険金請求書、保険証券 ☐ 戸籍謄本 ☐ 死亡診断書 など ※保険会社・契約内容などによって必要書類が異なる場合があります。 問合せ　加入していた生命保険会社または代理店

チェック欄	項　目	主な手続き	必要なもの・問い合わせ先など
	損害保険	名義変更・解約 など	必要なもの □ 亡くなられた方の死亡の記載のある戸籍謄本 □ 相続人との関係が分かる戸籍謄本 など ※保険会社・契約内容などによって必要書類が異なる場合があります。 問合せ　加入していた損害保険会社または代理店
	株式	相続手続き など	必要なもの □ 亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍謄本 □ 相続人の戸籍謄本、印鑑登録証明書 など ※金融機関・取引状況などによって必要書類が異なる場合があります。 問合せ　各金融機関 など
	運転免許証	返納手続き	問合せ　日向警察署 〒883-0052　日向市鶴町 2 丁目 1 番 13 号 ☎ 0982-53-0110
	普通自動車（税）	自動車税に関すること	問合せ　宮崎県日向県税・総務事務所 〒883-0046　日向市中町 2-14 ☎ 0982-52-4147
	普通自動車・二輪車（125cc 超）	名義変更 廃車	問合せ　宮崎運輸支局 〒880-0925　宮崎市本郷北方字鵜戸尾 2735-3 ☎ 050-5540-2088　（登録コールセンター）
	軽自動車	名義変更 廃車	問合せ　軽自動車検査協会　宮崎事務所 〒880-0925　宮崎市大字本郷北方 2729-4 ☎ 050-3816-1760

チェック欄	項　目	主な手続き	必要なもの・問い合わせ先など
	国税	相続税手続き 所得税・消費税申告	問合せ　延岡税務署 〒882-0803　延岡市大貫町１丁目 2915 番地 ☎ 0570-00-5901（ナビダイヤル）電話相談 ☎ 0982-32-3301　電話相談以外
	不動産登記	土地・家屋所有権 移転登記（相続）	不動産の所有者が亡くなられた場合、所有権移転の登記が必要です。 申請先は、不動産の所在地を管轄する法務局です。 問合せ　宮崎地方法務局 延岡支局 〒882-0803　延岡市大貫町１丁目 2915 ☎ 0982-33-2179
	遺言書	検認・開封	遺言書の保管者または相続人は、遅滞なく遺言書を封印のまま家庭裁判所に提出する必要があります。 申立先は、被相続人の住所地の家庭裁判所です。 問合せ　宮崎家庭裁判所 日向出張所 〒883-0036　日向市南町 8-7 ☎ 0982-52-2211
	相続放棄	相続放棄の申立	相続放棄には２種類あり、相続を知った日から３か月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ申立する必要があります。 ・相続放棄 ・限定承認…引き継いだ財産の範囲内で負債も含めて相続します。相続人全員の合意が必要です。 問合せ　宮崎家庭裁判所 日向出張所 〒883-0036　日向市南町 8-7 ☎ 0982-52-2211

チェック欄	項　目	主な手続き	必要なもの・問い合わせ先など
	農業者年金	死亡の届出 未支給年金請求	問合せ　宮崎県農業協同組合　本部・支店 椎葉支店 〒883-1601　椎葉村大字下福良 1779-1 ☎ 0982-67-3131
	共済年金	死亡の届出 未支給年金請求	問合せ　各共済組合 （21 ページ「共済組合などの連絡先一覧」）
	企業年金	死亡の届出 未支給年金請求	問合せ　企業年金連合会（年金相談室） （21 ページ「共済組合などの連絡先一覧」
	恩給	死亡の届出 未支給請求	問合せ　　総務省恩給相談室 （21 ページ「共済組合などの連絡先一覧」
	クレジットカード	解約	問合せ　各契約会社
	新聞	名義変更・解約	問合せ　各販売店 ※「農業新聞」は農業委員会（農林振興課農業振興グループ内）へ
	固定電話（ＮＴＴ西日本）	契約承継・解約	問合せ　NTT 西日本の固定電話からは☎ 116 携帯電話からは☎ 0800-2000116
	電気・ガス料金	名義変更・解約	問合せ　各契約会社
	ＮＨＫ受信料	名義変更・解約 減免の停止	問合せ　ＮＨＫふれあいセンター ☎ 0570-077-077
	携帯電話・有料アプリ	名義変更・解約	問合せ　各契約会社
	衛星放送（ＢＳ・ＣＳなど）	名義変更・解約	問合せ　各契約会社

5．共済組合などの連絡先一覧

共済組合などの名称	郵便番号	所　在　地	電話番号	備　考
国家公務員共済組合	102-8082	東京都千代田区九段南 1-1-10 九段合同庁舎	0570-080-556（ナビダイヤル）	国家公務員共済
地方職員共済組合	102-8601	東京都千代田区平河町 2-4-9 地共済センタービル	03-3261-9821	
全国市町村職員共済組合連合会	102-0084	東京都千代田区 2-2 東京グリーンパレス	03-5210-4611	
宮崎県県市町村職員共済組合	880-8525	宮崎市瀬頭２丁目４番 15 号	0985-24-5282	
公立学校共済組合	101-0062	東京都千代田区神田駿河台 2-9-5	03-5259-1122	本部年金相談室
警察共済組合	102-8588	東京都千代田区三番町 6-8 警察共済ビル	03-5213-7570	本部事務局年金部
日本私立学校振興・共済事業団	113-8441	東京都文京区湯島 1-7-5	03-3813-5321	共済事業本部
農林漁業団体職員共済組合	101-8511	東京都千代田区内神田 1-1-12 コープビル 10 階	03-3219-3100	
総務省政策統括官（恩給担当）恩給相談室	162-8022	東京都新宿区若松町 19-1 総務省第２庁舎１階	03-5273-1400	
企業年金連合会	105-0011	東京都港区芝公園 2-4-1 芝パークビルＢ館 10 階	03-5401-8711	年金相談室 0570-02-2666
農業者年金基金	105-8010	東京都港区西新橋 1-6-21 ＮＢＦ虎ノ門ビル 5 階	03-3502-3199	
国民年金基金	107-0052	東京都港区赤坂 8-1-22NMF 青山一丁目ビル 9 階	03-6804-1321	お役様相談センター（0570-008-002）

6．相続登記・相続税等

相続の基礎知識

法定相続人の範囲や法定相続分は民法で次のとおり定められています。そのほか遺言書による場合や、相続が確定する前に相続人が亡くなり次の相続が開始すると、相続人や相続分が変わる場合もあります。

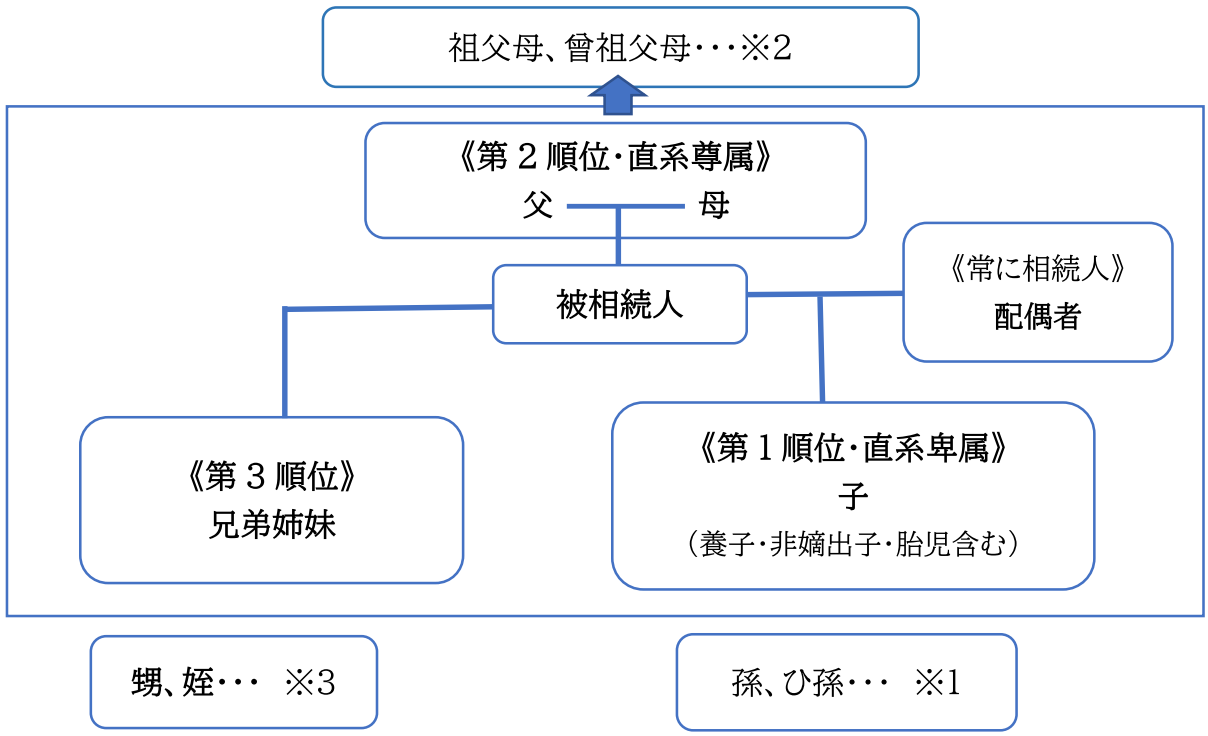

※1 子が相続の開始以前に死亡したときは、その者の子が代襲して相続人になります。
※2 父母が相続開始以前に死亡したときは、祖父母が相続人になります。
※3 兄弟姉妹が相続開始以前に死亡したときは、その者の子が代襲して相続人になります。

・相続を放棄した人は初めから相続人ではなかったものとされます。
・内縁関係の人は、相続人に含まれません。

相　続　人	相　続　分
配偶者と子	配偶者２分の１・子（２人以上のときは全員で）２分の１
配偶者と直系尊属（父母）	配偶者３分の２・直系尊属（２人以上のときは全員で）３分の１
配偶者と兄弟姉妹	配偶者４分の３・兄弟姉妹（２人以上のときは全員で）４分の１

・子供、直系尊属、兄弟姉妹がそれぞれ２人以上いるときは、原則として均等に分けます。
・民法に定める法定相続分は、相続人の間で遺産分割の合意ができなかったときの遺産の取り分であり、必ずこの相続分で遺産の分割をしなければならないわけではありません。

7．相続税についてのお知らせ

相続税は、亡くなられた方から相続や遺贈によって取得した財産及び相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額（債務などの金額を控除し、相続開始前３年以内の贈与財産の価額を加算します。）が**遺産に係る基礎控除額**を超える場合にその超える部分(課税遺産総額)に対して、課税される税金です。

遺産に係る基礎控除額 ＝ 3,000 万円 ＋（600 万円×法定相続人の数）

相続税が課される場合、財産を取得された方は、亡くなられたことを知った日（通常は亡くなられた日）の翌日から 10 か月以内に、税務署に申告と納税をする必要があります。

詳しくお知りになりたい方は、次の相談窓口などをご利用ください。

○ 国税庁ホームページ

国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）には、相続税の概要を説明したリーフレットや、相続税の具体的な計算方法、特例の内容、申告書の記載内容など、様々な情報を掲載しています。

また、よくある質問を集めた税に関するインターネット上の相談室「タックスアンサー」もご利用いただけます。

○ 電話相談センター（国税局税務相談室）

最寄りの税務署へお電話いただきますと、自動音声によりご案内いたします。

「税金に関する一般的なご質問やご相談（１）」を選択した後、相談内容に応じて番号を選択すると、「電話相談センター」（国税局税務相談室）につながり、職員が相談をお受けします。

≪受付時間≫8：30～17：00〔土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日から１月３日）を除く。〕

≪延岡税務署≫0570-00-5901　　〒882-0803　延岡市大貫町１丁目 2915 番地延岡合同庁舎

○ 税理士情報検索サイト

税に関する相談や申告書の代理作成等の税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士、税理士法人以外の者が行うことはできません（注）。

税理士等をお探しの方は、日本税理士連合会ホームページ内「税理士情報検索サイト」（https://www.zeirishikensaku.jp）で、税理士等の検索が可能となっています。

（注）弁護士（弁護士法人）は、所属弁護士会を経由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます。